

岩手県告示第 531 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨北上市長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 北上市芳町
- 2 公共測量を実施する期間 平成 20 年 4 月 22 日から平成 20 年 6 月 30 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（固定資産空中画像撮影）